

[事案 19-15] 手術給付金請求

- ・平成 19 年 6 月 20 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 4 月 2 日 和解成立

< 事案の概要 >

経尿道的操作によりガンの切除手術を受けたが、約款の給付割合表の「その他の悪性新生物」の手術の倍率の手術給付金を支払ってほしいとして申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

膀胱癌が再発し経尿道的操作による切除手術を受け手術給付金を請求したところ、診断書に「悪性新生物の手術」と明記されているのに、約款記載「給付割合表」の 82 号「その他の悪性新生物手術(手術保険金の 10%)」が適用されず、87 号「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(同 5%)」が適用され、手術給付金が支払われたが、納得できない。悪性新生物の手術の 82 号(手術保険金の 10%)を適用し、差額分の手術給付金を追加して支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

申立人が手術給付金を請求する手術は、下記理由により、本件契約の約款「給付割合表」の手術番号 87 号に該当するものであり、申立人の請求には応じられない。

申立人が該当する旨主張する手術番号 82 号では、内部臓器の悪性新生物の手術については、開腹または開胸といった観血的な操作を加えることを前提として給付割合を設定している。

医療技術の進歩が著しい現代において、ファイバースコープにより開腹または開胸を伴わず観血的な操作を加えられない手術が行われるようになったため、新たな 87 号として、ファイバースコープ等による手術を給付倍率 5%として、「給付割合表」に加えたものであり、悪性新生物を切除するための手術であっても、87 号を適用するものである。

「悪性新生物の手術」の次に「上記以外の手術」と記載されているが、87 号に関しては、上記の項が優先適用されるのではなく、開腹・開胸等を伴わない方法による手術の給付倍率を明確化し、手術の技術・方法として 87 号のような手術が施された場合には、他の項に優先して適用される趣旨である。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書にもとづいて審理を進めていたところ、保険会社が本件については和解の方向で解決を図りたいとの意向を表明したことから、生命保険相談所規程第 38 条第 1 項にもとづき、当事者双方に和解案を提示するとともに、その受諾を勧告し双方の合意を得たので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。